

利木墓園利用上の注意点

【墓石工事をするとき】

墓石工事（新設・改修・模様替え等）を行うことが決まった時点で、「碑石等設置・改修届」を提出してください。

設置制限：設置できる墓石の数は1基とする。墓石の高さは、境界ブロックより180cm以内とする。
盛土の高さは、境界ブロックより20cm以内とする。墓石、花立、線香立、墓誌、塔婆立等以外の物件を設置しないこと。

提出書類：「碑石等設置・改修届」

添付書類：墓園利用許可書

墓石等寸法を記入した設計図面等

【お墓に埋葬するとき】

お墓に納骨するときは、納骨日が決まった時点で、「納骨届」を提出してください。

届出には、埋火葬許可証等火葬した事実を確認できる書類（改葬の場合は、埋葬納骨されているところの市区町村長が発行する改葬許可書）が必要となります。

提出書類：「納骨届」

添付書類：埋火葬許可証（改葬許可証）

墓園利用許可書（墓園利用権承継許可書）

※すでに埋葬されているお墓から利木墓園へお骨を移すとき（改葬）

現在、埋葬されている墓地の管理者から埋葬納骨の証明を受けて、その埋葬されている墓地のある役所から改葬許可証を発行してもらうこととなります。（必ず埋葬されている墓地のある役所の「改葬許可担当課」へお問い合わせください。）

【利用者を変更（承継）するとき】

墓地利用者が亡くなられたり、祖先の祭祀を主宰する方を変更する場合は、新たな墓地利用者を定めていただき、「墓園利用権承継許可申請書」を提出してください。承継とは、いわゆる相続と同様の考え方で、墓地利用権を受け継ぐことをいいます。

提出書類：「墓園利用権承継許可申請書」

添付書類：利用者の墓園利用許可書（墓園利用権承継許可書）

承継者の住民票（本籍表示のあるもの）

戸籍謄本等

①利用者の死亡が記載されているもの（利用者死亡の場合）

②利用者と承継者及び他の承継対象者がわかるもの

注記：承継者以外の他の承継者がいない場合であっても、その事実が確認できる戸籍謄本が必要です。

【住所等、利用許可書の記載事項に異動が生じたとき】

許可書の記載事項に変更が生じたときは、「住所・氏名変更届出」を提出してください。

提出書類：「住所・氏名変更届出」

添付書類：墓園利用許可書（墓園利用権承継許可書）

住民票（住所変更の場合）

戸籍抄本（氏名変更の場合）

【墓園利用許可書の再交付について】

墓園利用許可書を紛失したり、汚損した場合は、「墓園利用許可書・墓園利用権承継許可書 再交付申請書」を提出してください。

【墓地の返還】

墓地利用の必要がなくなったときには、その場所を利用前の状態に復元し、返還していただきます。

墓地を返還するときは、「墓園返還届」を提出してください。

提出書類：「墓園返還届」

添付書類：墓園利用許可書（墓園利用権承継許可書）

墓園使用料・管理料還付請求書

区画について

ご利用いただいている区画の雑草の草刈など、周囲の区画等にもご迷惑にならないよう、清掃に努めてください。

管理料について

利用者の皆様には、毎年度管理料をお支払いいただいております。

納付書が届きましたら、湖西市役所又は納付書記載の金融機関にて納付願います。

管理料は、利木墓園内の施設管理、植栽管理、ゴミの収集運搬及び清掃など共有部分における維持管理費に充てるものです。

令和6年度予算におきましては、維持管理費約360万円のうち、墓園管理料約215万円（561区画×3,850円）を充てようとするものです。

お問い合わせ先

湖西市 環境部 環境課 生活係

〒431-0492

静岡県湖西市吉美3268番地

電話番号：(053) 576-4533

FAX：(053) 576-4880